受 付														
午前	分				受 理	令和	年	月	日	発 送	- 令和	年		
午後時	,	婚	烟	届	第	1. 1.	•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<i>,</i> , , , ,	1. 1.	•	,	•
		<b>/</b> 目		Щ	送付	令和	年	 月	日					長印
		令和 年	三月	日届出	第	la Alti		/ <b>3</b> 号						K F
		la d H	/3	п/шш	書類調査	戸籍記載	記	載調査	調査	<b>上</b> 票	サ 票	住民	票道	通 知
		千葉県習	志野市	長 殿										□ 9 – 2 □ 19 –
			夫	き に	なる	人			妻	に	な	る	人	
	(1)	( よ み か た		氏		名			Д			 4	3	
	(-)	氏 4	<b>占</b>											
		生 年 月	H	年	月	E	1				年	月		日
		住序	沂					□同左						
	(2)	(住民登録をして いるところ	•)											
	(2)		世帯主の氏名					世帯主 □同左 の氏名						
								VILL						
	(2)	<b>本</b> 第 / 外国人のときは	<b>奢</b>	番地				番地						
	(3)	国籍だけを書いてください	/ 筆頭者		番			番   筆頭者						
		小贝亚克学尔	の氏名			続き	柄	の氏名					结	き柄
		父母及び養父   の氏名     父母との続き				- NOT C	男	<b>父</b> 母					NYL	女女
		右記の養父母以外に 養父母がいる場合に				続き		養父					続	き杯
		を欠母かいる場合に その他の欄に書いてくださ	養母			養	子	養母					養	女
	(4)	婚姻後の夫婦の	の□夫の氏	新本籍(2	〒の☑の氏の	人がすでに	こ戸籍	の筆頭者	さとなっ	っていると	きは書かれ			
	(4)	氏・新しい本意	簡□妻の氏									番地 番		
□新しい本籍確認済	(5)	同居を始めた	Ċ	年		月	(					、同居をいてく		
□免 □旅 □住 □マ 夫 □ ここのは □ □ 切り	(6)	初婚・再婚の別	夫 □初婚	再婚 (□死!		月	日 )	妻 □初	婚		死別  離別	年	月	日
^   □その他 □無   ( )		同居を始め			農業だけまたは 自由業・商工業									
不受理 ( )	( <u>-</u> )	前の夫妻のそ	*   <del> </del>	妻 3.1	企業・個人商店 1人から99人ま							業者数が		
理  (	(7)	ぞれの世帯の	の	妻 4.3	にあてはまらな	い常用勤労	労者世					々または		
□免□旅□住		おもな仕事		妻 5.1	から4にあては	まらないその	の他の	仕事をし	ている	者のいる	世帯			
□マ 妻 □その他 □無	(8)	夫妻の職	(国勢調査の年	(国勢調査の年… 年…4月1日から翌年3月31日までに届出をするとき				1		)				
( )	(0)		・ 夫の職業	<b>E</b>				妻の耳	武業					
不 □有 □無		そ												
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		の 他												
□免 □旅 □住														
使 □マ		届出人署	<b>支</b>					妻						
( )		(※押印は任意	()				印							印
		事件簿番号	클		住所	を定めた	年月	1	連	夫	(		)	
					夫	年	月	日	絡		(			
					妻	年	月	日	先	妻	(	,	'	

記入の注意

届書は黒ボールペン又は黒インクを使用して、かい書で丁寧に書いてください。 消せるボールペンは使用しないでください。

この届書を本籍地でない市区町村に提出するときは戸籍謄本(全部事項証明書)を添付してください。 この届書は土・日曜日や祝日でも提出することができますが、その場合は事前に審査を受けるようにしてください。 届書は、1通提出してください。

					証			<b>A</b>			
<b>署</b> (※	押印	は任	<b>名</b> 意)				印				印
生	年	月	日	□大正 □平成□昭和 □西暦	年	月	日	□大正 □平成 □昭和 □西暦	年	月	日
住			所								
本			籍			番地 番				番地番	

太枠内□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→ 戸籍謄本(全部事項証明書)の字体どおりに書いてください。

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

- → 左の☑の氏の人や外国人と結婚する人が戸籍の筆頭者となっていない場合には、 新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。
- → 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。 内縁のものはふくまれません。

日中連絡のとれる番号をご記入ください。

## ご持参いただくもの

○戸籍謄本(全部事項証明書)	1通
ただし、本籍地へ提出する場合に	は必要ありません
○本人確認できる書類等	
(マイナンバーカード・運転免討	<b>汗証・パスポート等)</b>
○届出により氏名・住所に変更の	ある方は
マイナンバーカードをお持ちくだ	どさい

→ ◎署名は婚姻前の氏名で本人が自署してください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。